

| ご意見 | 回答 |
|--|--|
| <p>「投稿後の査読結果を「再審査」または「不採択」のいずれかとする」とありますが、「採択」がないのはなぜでしょうか？</p> <p>「提案2」だけを拝見すると、査読結果の「採択」「条件付き採択」もなくなるように読めますが、その理解でよいでしょうか。（投稿後の査読結果は「採択」「条件付き採択」「再審査」「不採択」、ではなく、「再審査」または「不採択」のいずれかとする、ということでしょうか。）</p> <p>このように変更した場合でも、「再審査」を経て不採択になる、次の投稿でも採択に至らない、ということが生じ、査読結果を伺うまでに長い期間がかかるということはあるのかと思いました。</p> <p>そのこと自体は論文執筆の力量に関わるところなので、今回の改革とは別で考える必要があるのかなとも思います。</p> | <p>提案2を「投稿後の査読結果を「採択」「再審査」「不採択」の3択とする。「再審査」は通常の投稿締切や編集委員会とは別の体制で迅速に審査を行い速やかに採否を決定する。これにより現在の「再投稿」は「再審査」に変更し、「再々投稿」は廃止する」と修正しました（2024年2月13日に会員向けのメールでもお知らせいたしました）。</p> |
| <p>改革提案の内容は、実施するとしたら、いつごろになる予定でしょうか。</p> | <p>編集委員の増員は2024年6月から、そのほかの問題も着手できるころは順次対応し、投稿回数の変更は2025年1月からを予定しています。</p> |
| <p>『教育学研究』オープンアクセス誌化の検討を至急行っていただきたいです。国レベルでは、公的資金の援助を受けた研究はオープンアクセス化を原則とするという方針を定め、2025年度の公的資金援助新規採択分から上記方針を適用するという議論が進んでおります。（2023年6月9日閣議決定「統合イノベーション戦略2023」、2023年10月30日 内閣府 総合科学技術・イノベーション会議「公的資金による学術論文等のオープンアクセスに向けた基本的な考え方」、など。）『教育学研究』をオープンアクセス化しなければ、投稿先として選択してもらえなくなる可能性があります。論文を即時ネット公開（エンバゴ期間を0）にすればオープンアクセス誌（ゴールド・オープンアクセス誌）として認定されるわけではありません。投稿者が自分で公開する（グリーン・オープンアクセス）という選択肢もありますが、著作権処理が面倒になり、投稿先として敬遠される可能性、事務負担が煩雑になる可能性があります。急ぎご検討いただきたく思います。</p> | <p>すでにJ-STAGEでオープンアクセス化に対応しております。</p> <p>『教育学研究』 https://www.jstage.jst.go.jp/browse/kyoiku/-char/ja/ESJ https://www.jstage.jst.go.jp/browse/esjkyoiku</p> |
| <p>投稿管理システム（Editorial Manager等）の導入をご検討ください。</p> <p>投稿側も査読側もメールでのやりとりは非常にコストとリスクを抱えてしまいます。某学会では上記システムを導入し、次号より稼働する予定です。ただ、費用がかさむため、システムの販売企業に対して、日本教育学会が共同調達をもちかけることも一案だと思います。教育学を代表する日本教育学会がリーダーシップをとり、関連学会の編集業務の効率化（働き方改革）を支援することは日本教育学会の設置目的にも間接的には合致するのではと思います。</p> | <p>『教育学研究』に関しては、会員管理システムと連携した論文投稿・査読評価システムを用いています。英文誌ESJに関しても導入を検討しています。</p> |
| <p>機関誌については、例えば、日本教育法学会年報や日本教育行政学会年報、日本教育経営学会紀要など、一般的な書籍としてAmazonや各種書店で入手できるようにしてほしいです。</p> | <p>機関誌は事務局から直接ご購入いただけます。書店や生協を通じての購入も可能ですが、割高の販売価格となるようです。</p> |

増員自体はよいと考えます。一方で、（任期2年で）26名体制で行う際の編集委員の質を考えると、12名の増員が妥当であるかについては再考の余地があるように思います。編集委員の業績の基準はどこにあるのでしょうか。基本的には十分な業績がある方が編集委員になっているとは思いますが、時折、疑問を抱かざるをえない業績の方もお見受けします（『教育学研究』『ESJ』いずれも）。『教育学研究』に（自由）投稿して掲載されるような研究能力がある方に査読されたいというのが投稿する側の率直な考えです。

委員の業績の基準は「編集委員会規程」の第3条に定めています。

「第3条 第2条に定める委員の資格要件は、以下のうちいずれか一つ以上をみたすものとする。

- ①博士学位を所持するもの。
- ②学術的著書をもつもの。
- ③『教育学研究』等レフリース付き全国学会誌・国際学術誌を中心に、数編以上の論文をもつもの。」

新委員のプロフィールについては就任の際に『教育学研究』に公表していますので、そこに上記の基準も掲載するようにいたします。